



飼養衛生管理基準のポイント 第6号

令和3年5月26日

～ I-5 通報ルール の作成 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「5 通報ルールの作成」についてです。

(基準本文)

- 5 大規模所有者は、飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。



特定症状を見つけたら家保に連絡するのは普通のことだよな？

ふむ。この項目のポイントは、「**従業員の誰が発見しても、場長や雇い主に許可を得ないで通報すること**」こと、「それを**農場のルールにする**」ということじゃ。



ふうん。社長の許可なしで勝手に連絡するのは不安だなあ・・・

そうじゃな。じゃが、内部で相談しているうちに通報が遅くなってしまうことを防ぐことが目的なんじゃよ。
それで、特に従業員が多い「**大規模農場（10万羽以上）**」の農場を対象とした項目になっているんじゃ。



このルールが守られるためには、「**通報が農場の決まりであること**」と、「**特定症状**」について従業員全員がよく理解することが必要じゃよ。



なるほどね。
皆で再確認することにするよ。

特定症状は覚えているかな？
すぐ、思い浮かばないようなら、**連絡先と一緒に見やすいところに掲示**するなどすればいいんじゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

